

平成29年第2回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成29年6月20日）

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

定例会開会に先立ちまして、一昨年6月6日、砂川市の国道12号線交差点におきまして、歌志内市民4名が尊い命を奪われる痛ましい交通死亡事故が発生して、2年を迎えました。

この事故の犠牲者に謹んで哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思いますので、議場の皆さん御起立を願います。

黙祷。

〔黙 禱〕

○議長（川野敏夫君） 黙祷を終わります。 御着席ください。

（午前9時54分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） ただいまから平成29年歌志内市議会第2回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番酒井雅勝さん。5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から6月22日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告いたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案4件、諮問1件、報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成29年第1回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。

本日欠席されますのは、本田議員であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第5号平成28年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

おはようございます。

報告第5号平成28年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

報告第5号平成28年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

次ページをお開き願います。

平成28年度歌志内市繰越明許費繰越計算書。

これは平成29年第1回定例会において補正いたしました繰越明許費の繰越計算書についての報告であります。

1、一般会計。

2 款総務費3 項戸籍住民基本台帳費、事業名、個人番号カード等交付事業、金額30万5,000円。

これは国の個人番号カード交付事業費等補助金を受けて行う個人番号カード等の発行事業であり、全額を平成29年度に繰り越したものであります。

以上で報告第5号平成28年度歌志内市繰越明許費繰越計算書についての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで、報告第5号は、報告済みといたします。

報 告 第 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第6号株式会社歌志内振興公社第34期事業報告及び第35期事業計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第6号株式会社歌志内振興公社第34期事業報告及び第35期事業計画について。

株式会社歌志内振興公社第34期事業報告及び第35期事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

第34期事業報告概況であります。

（1）高齢者健康センター「うたしないチロルの湯」事業についてであります。市の主要な観光拠点であるうたしないチロルの湯施設を譲り受け、健康と温泉、食をテーマに、利用者の利便性向上と集客の増を目指し、運営に取り組んでまいりました。

今期の上半期は、日帰り入浴など利用者数が順調に推移しておりましたが、8月下旬に発生した大雨災害に伴う道道通行止めにより利用者数が減少し、さらにレストラン、宴会部門の不調が続いたことから、売り上げに大きな影響が生じたところでございます。

しかし、2年振りの大学野球部合宿誘致等により、宿泊者数が前期を上回るとともに、人件費の節減、設備等修繕費の減などから、決算では2年連続の単年度黒字となっております。

なお、引き続き、営業強化による利用者増はもとより、新規イベントの実施等による収益確保、さらなる経費節減に努めるなど、経営の安定化に向け取り組む必要がございます。

次に、利用状況ですが、入館者数は13万3,646人で、前期比7,555人、5.4%の減。1日平均では、前期比19.8人、5.1%の減、宿泊者は6,266人で前期比748人、13.6%の増。1日平均では前期比2.2人、14.5%の増となっております。

入館者の減につきましては、現在も継続されている道の交通規制により砂川方面からの利用者減によるものであり、一方、宿泊者の増につきましては、大学野球部の夏合宿で全部員のうち半数の約70名を9日間受け入れたことが大きな要因と判断されます。

なお、海外からの個人旅行者につきましては、増加傾向にございます。

次に、（2）社員等に関する事項であります。平成29年3月31日現在の社員等の内訳は、正社員月額者が3人、臨時社員、パート社員が13人の計16人となっており、前年同期と比較し、正社員で1人の減となっております。

次の（3）事業収支に関する事項につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページに参りまして、（4）庶務事項につきましては、定時株主総会を1回、取締役会を4回開催し、記載の案件をそれぞれ処理したところでございます。

次に、3ページに参ります。

第34期（平成28年度）株式会社歌志内振興公社貸借対照表でございます。

初めに、資産の部ですが、流動資産は2,270万210円、固定資産は2億3,809万5,238円で、資産合計は2億6,079万5,448円でございます。

負債の部につきましては、流動負債が1,063万3,040円で、負債合計も同額でございます。

純資産の部につきましては、株主資本が2億5,016万2,408円で、純資産合計も同額でございます。

よって、負債、純資産合計は2億6,079万5,448円となります。

次に、4ページに参ります。

第34期（平成28年度）株式会社歌志内振興公社損益計算書でございます。

売上高は、売上値引戻り高35万2,767円を差し引きし、1億2,290万1,589円で、売上原価は売店等の商品繰越であります期首棚卸高377万7,784円と、食材等の仕入高3,163万7,802円の計3,541万5,586円となり、棚卸資産であります期末棚卸高の353万9,715円を差し引いた3,187万5,871円となったことから、売上総利益金額は9,102万5,718円であります。

ここから販売費及び一般管理費1億3,143万4,850円を差し引いた4,040万9,132円が営業損失となります。

これに営業外収益である受取利息242円、及び受取配当金1,592円、市からの補助金等である雑収入4,246万9,959円を加えた結果、206万2,661円が経常利益となり、これから法人税等充当額32万2,000円を差し引いた174万661円が当期純利益となっております。

次に、5ページの販売費及び一般管理費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきますが、次ページに販売費及び一般管理費の決算状況として前期と比較したものを税込み額の資料として添付しておりますので、お目通し願います。

次に、7ページの株主資本等変動計算書でございますが、資本金につきましては、4,200万円で変動がなく、当期末残高も同額となります。

資本剰余金につきましても変動がなく、2億5,000万円が当期末残高となります。

利益剰余金につきましては、当期首残高マイナス4,357万8,253円に、当期純利益の174万661円を加え、当期末残高はマイナス4,183万7,592円となり、この結果、株主資本合計並びに純資産合計は当期末残高2億4,842万1,747円、当期変動額合計174万661円で、当期末残高は2億5,016万2,408円となっております。

8ページの監査報告につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、第35期の事業計画につきまして、御説明申し上げます。

1ページを御開き願います。

第35期（平成29年度）株式会社歌志内振興公社の事業計画は次のとおりとする。

1、基本方針。

当社は、市民の憩いの場並びに交流施設としての役割を果たすため、健康と温泉、食をテーマとした健康増進事業を展開し、また、かもい岳スキー場及び温泉、道の駅との連携を図ることで、当市の主要観光施設としての役割を担い、地域経済の振興及び住民福祉の向上に努めてまいります。

なお、経営安定化に直結する利用者増に向けては、合宿誘致をはじめとする積極的な営業の実施、従業員の接客力向上、各種イベントの実施、さらには効果的なPRに努めることで収益増に取り組んでまいります。

また、燃料費高騰が懸念される中、経営改善に不可欠となる各種経費の節減について、より一層努めてまいります。

2、部門別事業計画等の概要でございますが、(1)温泉(日帰り)事業。

浴室はもとより施設内の清掃に努め、常に清潔な状態を保つよう衛生管理の徹底を図ります。また、ロビーコンサートなど利用者に喜ばれるイベントや、近隣温泉施設とのスタンプラリーなど交流事業を実施することで、より一層の利用者増に努めてまいります。

また、利用者の視点からご意見をいただく温泉モニター制度を継続し、利便性の向上、施設運営の改善に努めてまいります。

(2)宿泊事業。

道外の大学野球部を初めとする各種合宿の受け入れを初め、近年増加傾向にある海外からの個人客を対象とした営業強化、さらには親子向けイベントの開催等に取り組んでまいります。

また、年間を通して安定的に利用者を確認するため、地場産品や道産食材を多く取り入れた宿泊料理の提供に努めるとともに、ビジネス客の確認など利用者増に努めてまいります。

(3)レストラン・宴会事業。

新料理長のもと、地場産品や道産食材をメインとする丁寧な料理づくり、新メニューの開発など、利用者に喜ばれる食の提供に努めてまいります。

(4)多目的アリーナ事業。

安定して活用されている冬期以外の利用促進を図るため、新規団体、スポーツ等合宿誘致に向けた営業強化に努めるとともに、管理経費の節減に努めてまいります。

3、収支計画につきましては、次ページにありますように、事業収益は営業収益1億3,894万6,000円、営業外収益2,930万4,000円の合計1億6,825万円で、事業費用の営業費用は1億6,195万6,000円を予定予算とし、3ページに予算実施計画並びに説明書として、収入及び支出の内訳を科目ごとに税込であらわしておりますので、お目通し願います。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 4件ほど質疑したいと思います。

1件目です。第1回定例会において、平成28年度の財政援助団体等の監査報告書が提出されておりました。その中の4項目目の監査の結果として、歌志内振興公社についての監査が行われております。出納関係で内部統制を図る経理規則が翌年度から改正施行によりとありまして、今回の事業報告書の中ではきちんとそれらは改善されたと把握されているのか、伺いたいと思います。

2件目でございます。

先ほどの監査報告書の中の補助金申請に伴う対象経費及び算出方法を明確にした協定契約も取り交わされていないという文言がありまして、それらをどのように補助金の申請金額を算出されているのか、34期事業報告ではそれらはきちんと明確にされて、協定契約など行われたのか伺いたいと思います。

三つ目でございます。

35期事業計画の基本方針で、従業員の接客向上という言葉があります。前期の報告で触れていた人件費の削減など、従業員に対する待遇は厳しさを増す中で従業員の仕事に対する姿勢は低下していないのか心配になるところですけれども、その辺はどのように分析されているのかお聞きしたいと思います。

四つ目でございます。

利用者に喜ばれるようなサービスの提供は当然のことだと思います。その喜ばれるサービスを提供するのにチロルの湯の内部できちんとした話し合いが持たれているのか、どうなのか、どういうふうな状況なのかを把握しているかお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） それでは、御答弁申し上げます。

最初に、昨年施行された経理規則に沿って業務改善が図られているのかとの御質問でございますけれども、歌志内振興公社におきましては、会社の経理処理の基本的事項を定める経理規則について、昨年4月1日付けで実態に即する形に改正されておりました、改正後は規定に沿って各種帳簿類の整備はもとより、出納処理が行われているものでございます。

次に、2点目でございます。

どのように補助金の申請金額を算出されているのか、また、34期事業報告では、きちんと明確にされ協定契約などが行われているのかという御質問でございますが、振興公社におきましては、施設の設置目的に沿って行われる各種事業について、毎年度必要な費用を積算され補助要望書として市に提出されております。第34期につきましても同様でございます。

市といたしましては、その内容をしっかり精査した上で補助額を決定し、議会の議決をいただいた上で補助金等交付規則に基づき、補助金を交付いたしております。

34期につきましては、温泉施設利用促進、施設整備、アリーナチロル活用促進の3事業に対し補助金を交付しております。

なお、補助金交付に当たり協定契約などの取り交わしは行っておりません。

以前、アリーナチロルの運営について委託契約をしてはとの御意見もいただいてございましたが、アリーナチロルにつきましては、運営費が振興公社における赤字の大きな要因として、平成25年度に一度継続を断念されておりましたが、市民要望が強いということから、市が振興公社に継続を要請し受託いただいたという経緯がございます。

このような経緯を踏まえ契約という形ではなく、振興公社において利用者数や利用時間、ボイラー運転時間等の実績から必要な費用を算出され、それを根拠に補助要望をされております。

市といたしましては、この要望内容をしっかり精査した上で、補助金の交付決定を行っているところでございます。

次に、3点目であります。

従業員に対する待遇が厳しさを増す中、仕事に対する姿勢の低下が心配されるが、市はどのように分析されているのかという質問でございます。

第34期におきましては、ベテラン社員の退職が続き、またハローワークへの求人にもかかわらず補充できない状況が続いておりました。

このため従業員は少ない人数の中、業務を兼務したり状況に応じ時間外勤務により対応をされております。支配人からの報告では、厳しい状況ではございますが、従業員はしっかりと仕事に向き合い頑張っておられ、利用者モニターからの御意見を含め、フロントが明るくなった、サウナのタオル交換、館内清掃もよくできているなど、お客様からの評判もよくなっている旨お聞きしております。

市といたしましても、支配人と同様に分析評価しており、今後も現場とコミュニケーションを図り、より働きやすい環境づくり等を対応したいと考えているところでございます。

次に4点目、利用者に喜ばれるサービスの提供について、チロルの湯ではどのように話し合いの場を設けられているのかという御質問でございます。

チロルの湯では、お客様を迎える施設として、常に支配人を中心にミーティングが行われております。現状少ない人数で業務に当たっていることから、常に細かな打ち合わせが必要であり、フロント、宴会、清掃など、それぞれの担当ごとに支配人を中心に総括と反省を行い、業務に反映させているということでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最初の質疑の中のとおりあえず改善はされたよという内容の答弁を受けたのですけれども、今後この3月の監査報告書に載ってくるような指摘事項は、今後はなくなるよという考えでいいのかをお聞きしたいと思います。

あと従業員の接客の件なのですけれども、頑張っていると、明るくなったという話をされたということで、認識しているという答弁をいただきましたけれども、僕が聞くところでは、宿泊者が来て、その宿泊者に対して部屋まで案内してくれないとか、あと帰る際の挨拶がないとかという話も結構聞くんですね。

そういったところの従業員が減って、なかなか補充できないというところで結構そういうところも多分あるのではないかという気はするのですけれども、その辺の検証というのはどういうふうにされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） このたび昨年の4月に経理規則を改正いたしまして、これまで古い規則に沿ってあった部分につきまして整理したところでございます。今後もしろいろと事務処理的なものにつきましては、市のほうといたしましてもこまめに確認・指示するような形をとりまして、監査の御指摘を受けることがないような形に進めてまいりたいと思っております。

二つ目の接客の関係でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、私ども市のほうに対する苦情というものは、ここ一、二年の間にはほとんどない状態でございます。そういうふうにして支配人のほうと十分その辺につきましては、市からもお願いといたしますか、状況を把握しながら問題があった場合については連絡するようにお願いしております。

先ほど申し上げましたように、現在砂川市の住民の方で利用者2名を男女で1名ずつモニターという形で館内のサービスの部分ですとか、清掃の部分が行き届かない部分があったら教えてくれというような形で、意見聴取等をしておりますが、そういった中でもやはり評判としてはいいと。たまたまその宿泊者が部屋に案内されないという部分につきまして、こういった部分につきましては、その施設施設によって対応がさまざまなのかなと思っておりますけれども、チロルの湯につきましては、例えば足が悪いだとか、そういった部分でお客様が大変だという部分であれば、お荷物を持って部屋への案内等はしておりますが、一般的な部分につきましては、キーを渡して、そしてお部屋のほうに行っていただくというようなシステムをとっているところでございます。

また、入館等の部分、またお帰りの際の挨拶につきましても、支配人のほうから徹底して行うように指導をされているということで確認をしております。

そういった、ただいま御指摘があった部分につきまして、また改めて支配人のほうに申し伝えまして、さらに注意するようにお話ししたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうからも何点かお願いいたします。

まず、1番目ですね、今期のこの状況と来年度どのような状況をつくっていくのですよという内容のものが書かれておりました。

今期は34期ということで、反省の部分がありまして、そして、その来期の部分としては、そのモニター制度をしっかりと行っていく、増加している海外からの客をふやしていく、そんな状況づくりをしていく。さらには親子向けのイベントを開催する、中部大学の野球部ということで、またことしも来ていただけるということのようでございますが、それ以外にも新規団体、スポーツ等のチロルアリーナを利用した集客を行っているのだということをお述べられておりました。

と同時に、今までもさまざまなことで、どうしても集客するための弊害というものがあったかと記憶しております。例えば高速道路が無料のために歌志内をどんどん通り過ぎて行ってしまふ、どうしてもこちらのほうに入ってくない、あるいは災害があって集客できないような、来ることができないような状況があった。そんなこともあるのですが、この35期に対しての報告でありますけれども、いろいろなことをやって集客するのだという流れですが、これでどのくらいの方々を集客できる見込みの条件になっているのか、その辺につきましては、どのような報告を受けているのか答弁をいただきたいと思っております。

二つ目であります。

二つ目といたしまして、予算の関係ですが、今まで修繕費ということにはちょっと気にしながら見てきたのですが、大きな修繕の後を見ますと、32期が1,200万円、33期で1,800万円、そして今期が1,400万円。と同時に、この次の35期というところで修繕費が740万円という金額になっているのは、ちょっと気になるのですが、正直言うと、もう一旦大改修をした後にさまざまな修繕はしているはずなんですけれども、やっぱり建物自体がもう古くなっているというのはこれは見て明らかにわかる場所だと思っております。

そういった面から見まして、この金額でうまくやっていけるのかちょっと心配なところがあります。そのことにつきまして答弁をいただければと思っております。

三つ目です。取締役会がありました。定時総会ということでやっているのですということで、取締役会が3カ月おきに実施されているわけでございますが、社長が今の副市長という立場で、ほかの取締役の方々が課長という方々で、歌志内市の市役所の仕事以外に向こうの仕事もしなければならぬという感じで見えております。

と同時に、その大きな部分で動きがあるというのはやはり産業課の課長が産業課の方々と一緒になって窓口になって、行ったり来たりしているのかなという思いでございますが、これから、産業課のほうにはブドウ園ということで、重くのしかかっているものがあるのだと思います。今までどおり、この取締役が市役所の職員が兼務するという形で正確なものが、あるいはしっかりとしたものができるのかなというところにちょっと不安を感じる時期が、今なのかなという思いでございます。その3点につきまして答弁をいただければと思っております。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） まず、1点目でございます。

集客の弊害ということで、これまで高速道路の関係、また今も災害の関係で砂川方面からのお客様が減っているという現状がございます。

これにつきまして、やはり私ども振興公社といたしまして引き続きいろいろな部分で大きな影響を与えているというところでございます。

第35期の部分につきましては、見通しといたしましては、現在道道が通行止めになる前の入り込み部分、例えば入館者であれば、今は1日平均大体360名から370名ぐらいでござ

いますが、その災害が起きる前の部分の人数で35期の入り込み客について判断をしているところでございます。

それから、修繕費の関係でございますが、議員おっしゃられますように、建物が老朽化しているということもでございます。これまでにボイラーの設備改修を行ったりとかしまして対応しているところでございますけれども、やはり現在屋根の部分の改修が大きな課題となっている部分がございます。

それから、あとはアリーナチロルのほうにつきましては、人工芝のほうはかなり傷んでおりまして、今後合宿を受け入れるに当たりまして、修繕張りかえというものも視野に入れているというところをお聞きしているところでございます。

いずれにしましても、今期につきましては、昨年と比べ大きな修繕補修というものが予定されていなかったということで、通常の館内修繕が700万円程度ということで予算が組み立てられているというところでございます。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 3点目の質問につきまして私のほうから触れてまいりたいと思いません。

その前に、今、課長から御答弁申し上げましたが、修繕関係、施設の維持ということにつながっていくのかと思うのですが、御存じのとおり老朽化しているということがございます。

それでも現在のところ、一般的な修繕につきましては、公社のチロルの収益の中から対応をいただいているという実態がございます。こういうことも含めて経営を圧迫してくる一つの要因になっていくのかなと思っております。

また、現在、いろいろと皆さん気にされていると思いますが、このアリーナの使用というのが非常にチロルの経営に対して影響があるということで休止をしようというような話も過去にございましたし、これを市民の要望が強いということで行政が借り上げるような形で、今、利用をしていると。それであっても、現状、そこで収益を上げるという体質にはなっていないのですね。

本来、行政が向かい合うときに、それでいいのかという我々ちょっと反省の部分はございます。と言うのは、民間の施設でございます。当然使用するということになりますと、そこで収益を図るというのが本来の姿でないかと思って、ほとんど実費というような形をお願いをしているということが事実であって、本来であればここに経費、人件費を含んでそこに収益を加え、それから施設の減耗を加えるということになりますと、相当大きな金額になるだろうと。これがチロルの収益にプラスにならないのはおかしいと、私は思っているぐらいでありまして、そういう部分も含めて準公営と言いますか、そういう意味で市民の方の福利厚生と言いますか、健康の保持増進と言いますか、こういうものに協力していただいていると、私どもはそうのように理解しているところでございまして、できる限り市民のために頑張っしてほしいという思いが一つございます。

そういう思いを根底に置いて、この今質問がありました職員の兼務の関係でございます。内部でもいろいろ議論をしているところでございますが、本当の意味で、これからブドウ、それから菓草、農業に進出したいという思いで、相当のウェイトを占めていると思っております。それと商工業の振興等々を考えますと、この公社の役職の兼務、市の職員は産業課だけでなくほかの職員の皆さんにも仕事以外に全部負担をかけているわけで、こういうことが体制として好ましいのかなと、あるいは公社そのものの運営というものに対して本当に効果があるんだろうかと、本当に申しわけないような思いであります。

しかしながら、今申しましたように、将来に向けて公社をどう健全な経営を進めていくかということを考えますと、やっぱりここに専任の職員を置くということが一番望ましいのでしょうかけれども、そこには人件費の負担というものが出てきます。本来の姿で市のほうがきちんとしたこの営業というものに対する経営というものに対して、市も相応の負担をするという覚悟を持って対応するのなら別ですけれども、もうすべからず維持修繕費に目をつぶって、あるいは収益もトントンでいいじゃないかというような思いでチロルにかかわるようなことであれば、こういう部分に手を回るといふことには、なかなかならないのかなと。非常にこれから先、経営というものが大きな問題になってくるといふのは、この周辺を見ているだけでも御理解をいただけるのではないかなというふうに思います。

やめるのはいつでもやめることはできます。しかし、それがやめることが正しいのかどうか、我々は現状のまま何とか運営していきたいという思いで支援をしているところでございますが、議会のほうがそういうことは望ましくないねという段階に至るまでは、ひとつ頑張ってみたいなど、そのように思っております。

したがって、これをどう組織として行政がかかわっていけばいいのか、株主という立場、あるいは支援をするという立場で、それから組織運営について十分議論をしながら考えていかなければならない。将来的には私は望ましいのは、専任の職員を配置するというところで、ある意味完全に責任を持った、そういう運営の体制をつくっていくということが望ましいのかなという思いがしております。兼務というのはいずれもどちらも傷つかないような、そういう本来一歩踏み込まなければならぬ、そういうところもなかなか業務の内容、あるいは時間的な制限もあって難しいのかなと、そのように思っているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 確かに先ほどアリーナチロルですか、そちらの課長からの答弁で、市民の方々の要望、これはもうチロルに対しても究極はそこなのですよね。市民の方々がこのチロルをどうするか、それに行政がどう支援できるか、その流れでやっていかなければならないと。

今、課長答弁の後の市長の答弁にありましたように、今はもう一つのまちに一つの温泉がある。例えば、奈井江温泉の今の状況を考えると、上砂川岳温泉、もう本当にぎりぎりの形でやっている、これも。どこでもそうなのではないかと思えます。

ただ、歌志内市民の方々がそれを望むのであれば、やはり手をこまねいているわけにはいかない、やはり何かにかの形で手をつけなければならぬ。ただ、そこで、赤字体制になるというのは行政としてはあってはならないものだと考えます。

それで、二つ目の質問も考えていたのですが、今、市長のほうから答弁いただきましたので、三つ目の質問のほうにもう直接入りますが、今あるこの歌志内市のチロルの湯、これからの経営に対してある意味しっかり市民に説明をして、市民の考えを聞いて、どうするかということをやっているかなければならない時期、これが35期、それに入っているのではないかと思います。

もちろんそれを聞くのは我々議員の役目です。いいですよということもあるでしょうし、いや、もうともかくやめましょうという言葉もあるかもしれません。でもそれを総まとめにして、議会がその考えを市のほうに持って行って、あるいは市のほうからの提案に対してどういう話し合いをして、ある意味これからの歌志内チロルの湯をどういう形で経営していくのか、やめるんじゃないですよ、どういう形で経営していくのか、それが部分的に削除するものが出たり、あるいは民間のほうに、もう目いっぱい売ってしまうとか。それがかなえば簡単なので

すが、それもなかなかいかないで今の状況だと思います。

そういったところを立ち止まって考える必要性の時期なのかなという思いでございます。答弁をお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 非常に厳しい御指摘なのですが、現状ですね、非常に施設のほうで頑張ってください、何とか収支のバランスが図られているという実態がこの報告の中に出ているわけでございます。

確かに補助金が入っているじゃないかと、こういう御指摘もあるかもわかりませんが、うちは真水でいれているわけではございません。行政が本来行わなければならないような事業をかわってやっていただいているという部分も含めまして、そういう意味で市のほうから手当てをさせていただいていると。本来やらないということになれば、市がそれを引き取ってやらなければならないという、そういう事業も多々あるわけでございます。そういうものも考えていかなければならないということになります。

将来的な経営ということになると、まさに毎年の経営を見ながら判断していくということになりますが、ここで忘れていただいているのは、行政が平成18年の財政健全化のときに10億円で引き取ってもらったと、引き取っていただくようにしたと、これは事実ですね。そんなんで2億5,000万円の出資金、その他の一連のことは皆さんも御存じのとおりです。

ただ、買っていただくということになって、収支を全部整理しなければならないですね、内容を。そのときに、このいかほどの金額であの施設が買っていただけるかということも一つの大きな問題になるだろうというふうに思います。

非常に元値の10億円というのは難しいだろうというふうに思います。公社収益を上げられません。上げますと7億5,000万円という補助金が入っておりますから、収益を上げたらその分を持っていかれるというふうな、返さなければならない。市の方は最低限2億5,000万円返さなければならない。何も残りません。民間で現在引き取っていただいて、現状のまま同じように経営していただいて市民の皆さんに提供できるかというのは、これはちょっとわからないですね、現状は。

そういうことを考えると、おっしゃるように市民の皆さんの意見を聞きながら、どこまで経営できるか、あるいは市がどう対応するべきなのか、これは議会といろいろ議論をしながら、今後の経営ということを考えていかなければならない。現状は私どもはこのような形で経営していきたいという議会のほうへ御提案を申し上げて、議会のほうでそれを認めていただいて毎年の経営が進んでいるということでございます。

ただ、おっしゃるように内容的にチェックをして、改善するべきだということであれば、私どもは真摯にそれを受けとめていくという、そういう姿勢はしっかりと持っているというつもりでございます。

そういう中で、将来的に厳しいというどこかで判断が出るかもしれません。それはそのように議会のほうで考え方が示された場合、私どもはそれに従っていろいろなパターンで提案していくことになるのかなと。これからも毎年その経営の内容というものを報告しながら、議会とともに議論をしてまいりたいという、そういう姿勢であります。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今、市長の答弁の中に10億円の問題もありました。これは基金の返済

にかかわっての問題だったはずですが。この報告第6号の株式会社歌志内振興公社の事業等について、2件伺いたいと思います。

私は、この一番大事なことは、やはり実質的な黒字にすることが大きな課題ではないかというふうに考えております。

そこで、第34期までいわゆる改修等も含めて、補助金も入れて3億円は超えているのではないかと、このように認識をしております。

それで、副市長の説明では、委員会では黒字という表現もありました。この本会議では純利益という説明でありますけれども、単年度の財政状況報告、また次年度の経営計画が示されましたけれども、公社は三セクとして公営企業として考えた場合、将来にわたって安定的な事業を継続していくためには中長期的な経営戦略を、私は立てることが経営の基本計画と考えます。

特に、当市における公社の場合、従前より単年度ごとの事業計画ですので、このことが実質的に赤字体制の要因になっているのではないかと考えます。

そこで、やはり近年、雑収入という科目で当市の一般会計より繰り入れて純利益黒字ということで耳障りはいいのですが、本来であれば中長期の経営戦略を立てて、雑収入として繰り入れしている投資的なこの財政計画の見通しを試算した計画を構成要素として策定して、実質は赤字でありながら純利益、黒字と説明するのはやはりこの資料の4ページのここという営業損失金額マイナス4,040万9,122円ですか、そして、雑収入として4,246万9,959円入れていますね、大体これに充当するようなものを繰り入れしているわけですよ。

それで、そういうことでやはりこれは赤字でありながら黒字というようなことは、収支ギャップと言われるものではないかと考えます。この収支ギャップを、そこで本来の黒字に向けて経営戦略による経営の基本計画を立てるこの収支ギャップの解消に向けた取り組みの方向性や、検討体制を示す必要があると考えます。

そこで、公社の将来の健全経営にも大きく意味を持つものと考えますので、この件についてやはり内容の濃い答弁を期待したいと思います。

2件目ではありますが、公営企業が将来にわたって安定的な事業展開をする一つの知恵として、実は、総務省のほうで公共施設の老朽化は全国の公営企業で問題になっている共通の課題なんですね。

そこで、総務省から公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書、これが平成26年3月に報告されています。次に、公営企業の経営に当たっての留意事項について、これについては平成26年8月、そしてまた、さらには公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書が平成27年3月に公表されております。

それから、人口減少、施設の老朽化に対応するために、より計画的効率的な経営を行うために経営戦略を策定することが求められているのですよ。

そしてまた、平成32年までの経済財政再生計画、これは経済財政運営と改革の基本方針2015では平成27年6月30日に閣議決定しているのです。

それで、公営企業について地方財政を巡る厳しい状況を踏まえ、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることとされ、さらに経済財政再生計画改革工程表、平成27年12月24日に経済財政諮問会議で決定しております。

その改革の成果を図る指標として、収支赤字事業の減少や経営戦略の策定率が設定されております。これらのことを踏まえて、平成28年1月には、経営戦略の策定について通知が公表されております。

それで、全ての公営企業について、平成32年度までに経営戦略を策定することが求められておりますが、このような内容について精査をされているかどうか、このことをお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） どういう答えになるかということですが、基本的にこの公営企業というものについて、国のほうはできる限り手を離していくと、こういうような方向性が示されているわけですが、私どもの振興公社というものを考えた場合、財政健全化計画を提出した段階では、振興公社を解散するということが条件だったわけですね。

私どもはそういう形で進んでいたわけですが最終的に、にっちもさっちもいかんという状態で、公社を受け皿として例の手当てをしていくと。このために公社を最低限の形で存続させたということは御承知のとおりだと思います。

したがって、当初から、この公社の経営というものは黒字の経営ということよりも、その7億5,000万円の取り崩しという一つの方策というか、そういうもののために存続させたということがありますので、そのためにこの経営の戦略というのは後手に回ったという、そういう経過があります。

御承知のように、この公社チロルの湯の経営というのは過去には、7,000万円も8,000万円も毎年市が直接経営していた段階で補填していたということは事実でございます。

それを考えますと、当時の歌志内の人口、周辺の人口、それから保養施設といえますか温泉の数、こういうものを比較しますと、このチロルを経営する条件というのは比較にならないほど悪化しているというのが事実だと思います。そういう中で、赤字が相当縮小されてきているということも事実です。

当時は、住民の高齢者の皆さんに無料の入浴券も今の倍以上の数字が出されていたわけであって、この周辺もそのような政策を打たなければ現実にこういう温泉施設が経営できないというのが実態だと、そのように私は認識をしております。

したがって、今のこの経営計画ですか、これを現実にチロルに当てはめて黒字になるような形で、今の温泉を経営するということで黒字にするということはかなり厳しいだろうと、そのように思っております。

したがって、これ以外に事業計画を立てて何らかの別な事業、あるいは外から利用者を確保するというのは、この周辺全ての施設でやっているわけですが、どこも伸びているという事実はございません。

したがって、何らかの別な事業をやるということになるとそこに投資をする、そういうような金銭的なものも現在はありません。

したがって、先ほどの答弁ではないのですが、そういうものも研究しながら、今後このチロルをどういう方向に進めていくかという議論が非常に重要になってくるのではないかと、そのように思っております。

実際に、この周辺で行っている全世帯に入浴券を配布して、これ相当な金額になっていると思います。そういう支援をしているというのが実態でございますし、現在、秋に向かって億単位の投資をしながら指定管理者を募るというような状況でございますし、あるいは、現実にほぼ経営が破綻して指定管理者を募集しているという自治体もあるようでございます。そういう厳しい競争が現実であるという中で、歌志内は最も人口の少ない自治体の中で、私はいつも申し上げますが、現実頑張ってくれているなという評価を私はしたいなと、そのように思っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 2件目の答弁も込めての話でしょうかね、今のは。2件目質疑しているのです、1件目と2件目と。2件目の答弁も込めての、今の答弁なのでしょうか。

そういうこと、恐らく市長の答弁になるだろうと私も予想はしていたのですよ、そういうことになるだろうと。中身は中身の私の質疑ですから、そういうことからしますと、やはり収支ギャップ。この収支ギャップというのはこの解消をいかにするかということが非常に大事だと思うのですね。

それで私は中長期計画を立てるべきでないかと、このことなんです。その中長期計画を立てるといふ答弁がなかったのですが、今までのチロルに関する過程の内容の答弁をお聞きしているなという感じで受けとめておりました。

それで、こういう問題があるから私はさっき総務省の各いろいろな総務省が平成26年から出している公営企業に関するいろいろな戦略だとか営業、そして最後にお話ししました平成32年までの経営戦略を策定することが求められているよと。だから、このことがありますから、含めてそれで、私はこの経営戦略の総務省の関係のこういう問題について精査してますかと聞いたのだけれども、精査してるかしてないかの答弁もないんですよ。やはりこのことについて、これからチロルというのは歌志内にとって財政基盤がどんどん細くなっていくと思うのです、人口減少の絡みで。

そういったことを考えると最終的に、私、前市長のときにも将来的にはこのチロルの湯が、すごく重荷になっていく可能性があるよと、歌志内の財政の中で。このことを含めて、やはり早い時期から手を打って考えていくべきでないかと。それで私は先ほど質疑の冒頭に単年度計画、単年度報告なんです、ずっと来たら。だから、早く中長期の計画をきちっと立てて、そして戦略を立てて、そして事業計画をしっかりとものにやっていくことが、少しでもやはり赤字体制から脱却していくのではないかと。

先ほどの市長の答弁では、将来的にも慢性的な赤字のような答弁をしていたやに、私、聞いておりますけれども、やはり慢性的な黒字は黒字としても、赤字は赤字としても、やはり一歩踏み込んで理由をしっかりと1回見きわめると、そういうことで私質疑をしているわけなんです、1件目、2件目。

だから、この質疑に対して、そうですねだとか、では、こういうふうに考えていきたいとか、やはりそういう答弁をもらいたいのは私どもなんです。もう一度よく質疑を理解して答弁をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） まず、前提として、おっしゃるとおり現状のままの経営を続けると黒字化というのは非常に厳しいだろうと。というのは、先ほども申しましたけれども、利用者減ですね、人口の減というのが直接響いてくるだろうと。現実にこの空知管内含めて利用者人口というのは、札幌周辺で随分新しい施設ができたことによって、こちらまで回ってきてくれた方が、話を聞くとみんな向こうでとまっちゃっているんですね。それと競争が激しくなってくるということで非常に厳しいだろうと。現状の入浴といういうことを中心に進めていくというのは、まず難しいだろうと、まずこれが一つ前提にあります。

それと過去の私ども行政と議会の議論の中で、まず、一つはっきりしていたのは、なぜ赤字なんだと。この赤字に対して行政は何をやっているんだという議論が非常に強かったですよ。

で、私ども一生懸命説明して、そういうものの改善というのを議会と議論しながら、どうやったら解消できるかという、そういう論点で過去議会とお話し合いをしてきたという事実が

あります。

そういう経過を踏まえて、もちろん議員も現状長期計画を立てたととしても、それが黒字に転換するような、大きく金額が黒字になるようなそういうなかなか事業展開というのは難しいというのは、御理解いただけるところでもないか思っております。

したがって、例えば、5年10年先を見た経営計画を立てたととしても、私は、現在の銭湯のないそういう中央地区の皆さんに対する低額で提供するとか、あるいは健康増進のために利用していただくとかいう低廉な価格で利用していただくということを前提にした場合は、経営というのは非常に厳しいだろうと。

したがって、長期計画というのは、チロルの場合は大きな黒字を確保するというよりは現状の内容をいかに赤字にしない、転落をしない、させないという形で立案する、みんなで知恵を出すということがまず一つ前提になるのかなというふうに思っています。

もう一つは、先ほど下山議員との議論の中でもあったと思いますが、どこが最終的に着地点になるのかなということも想定しながら、長期的な経営計画というのは立てていかなければならないのかな。

そこにもう一つ出てくるのは、市民の皆さんがどうお考えになるか、このあたりもきちんと情報を提供しながら今後の運営というものを考えてもらわなければならないかなと。あるいは行政がどう支援策を考えることができるのかなということも、議論していかなければならないのかなというふうに思っております。長期的な経営ということは今考えるというのは、正直言って非常に厳しいなという思いはしております。

総務省のほうについては、この公営企業といいますか、水道ですとか下水道ですとかこういうものは別にして、収益を上げるというそういう一般的に福利厚生といいますか、観光施設といいますか、こういうような施設に対するものの考え方と、やっぱり基本的に違う部分があるのではないかなというふうに私は考えておりますし、ただ私たちが悩んで、単年度単年度で何とか黒字に持っていきたいというふうに思っているのは、必ずこの赤字に対しては、正直言って毎年赤字が出ると今回もそうですけれども、赤字だという指摘がありますね。それから、黒字出しても、これだけ赤字が残っているのではないかと、常にこういう議論が毎年繰り返されているわけですよ。

だけども申し上げましたように、この施設というのは根っこが違うんだということ、やはり理解してもらわなければならないなど。私どもと同じ手法で続けているところも、やめるタイミングを図っているというのも実態です。

だけども歌志内の場合は、市民の皆さんができる限り続けてほしいという御意見があるわけで、そのためには我々精いっぱい汗をかいていきたいなど、そのように考えております。長期的な計画ということをおっしゃっておりますけれども、内部的にいろいろ情報を取って調べてみますけれども、現状のままの体制を前提とするとしたら非常に厳しい。また、新たなことを考えるとしても、それに対する手当ができるだけの資金力は現状の振興公社は持っていないということでございます。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 今の答弁にあったように、振興公社はそれだけの財力はないということは承知しております、決算を見て。

ただ、やはり先ほど、市長は長期長期と、私は中長期と言っているんですよ。やはり単年度単年度の計画というのは、やはり事業をやる上で問題あるんですよ、はっきり言って。だから収支ギャップが出るんですよ。これをきちっと研究してやることによって、まだまだ改善され

ると私は思います。そのために先ほどから言っている総務省のいろいろな査定に関する研究会の報告書だとか、そして、平成32年度までに経営戦略を策定することを求められているんですよ。

これ恐らく近い将来にそういう通知が来るんでないかと僕は思っていて、この文言からいけばね。だから、そのためにもやはりしっかりとしたもう一度そういう総務省の報告なり、こういう通知なりをもう1回よく見て、だからこれを精査しているんですかと私言ったんですよ、先ほどね、質疑の中で。

やはり精査して、そして、ああそうか、こういう通達の中でこういう知恵がわかるなど。やはりこういうことを私はしてほしいなという思いで質疑しているんです、正直言いますと。だから、これを謙虚にやはり受けとめてやっていただいて、最初から次年度がすぐ黒字転換なんて絶対できっこないことを私も理解していますよ。

私も民間会社を運営していた人間ですから。だから、そういう意味では民間会社の経営というのは大小あります資本金の大小も。だけど、やることはやる性質は大体似たようなことをやらないと、やはり倒産しちゃうんですね。本州では公社の第三事業をやっているところで、最初から右肩上がりでもう十何年以上ある施設があるんですよ、この温泉施設、本州のほうでは。やはりその内容を読ませていただくと相当努力していると、やっぱり、かなり。そして、組織の中に営業マンを置いていないんですね。このことを私ども来月視察してきますけれども、そこを、そういう施設があるんです。

だから、やはり内容によっては、丸つきり最初から市長はそれこそ赤字から脱却、脱皮できないような答弁がありますけれども、私は少しでもやはり一般会計から負担をなくなるような、そういう事業であってほしいという思いなんですよ。この施設をなくするという思いで言っているんじゃないんですよ。やはりそういう将来的に少しでも一般会計の繰り出しをなくするために、やはり今言った私が質疑したことを参考にしてなり、また調べるなり、そうしていただければ少しでも赤字解消につながるのかなと。

それは、以前も副市長が総務課長のときに、私は以前からこの公社問題ずっとやってきましたよね、ほとんど。そのとき本当に総務課長時代に繰り入れしないような話もあったんですよ、当時は、これは間違いなく覚えていると思いますけれども。

それでやはりそういうことも踏まえていくと、何ら公社に対してチロルの湯に対して変化がないじゃないですかと、やはりそんな思いもありますので、ですから何とかぜひ少しでも繰り出しのないような運営・経営、そのためにはしっかりとある程度の計画を持たないと、単年度計画だけやっていけばいいんだとなれば、またこれある面で事業主として何なのと言わざるを得なくなるんですね。これは恐らく一般経営している人はほとんどそんな感じで見ると思いますよ。

そういったことで最後の恐らく答弁をいただくことになりますけれども、もう少し内容をしっかり踏まえた答弁をいただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） おっしゃるとおり少しでも私どもは経営が安定していただくと、これは望ましいと、そのようには理解します。

御指摘いただきましたこの繰り入れをしないという部分も私も答弁した記憶がございます、真水では入れませんよと。したがって、行政に協力してもらおうということで、行政が進めなければならないという事業について協力していただくという中での事業支援という、そのように理解しているところでございます。

今、御指摘あったやっぱり長期計画含めて毎年の分の積み上げになると思います。やはりしっかりした経営計画というのをつくらなければならないと、それは事実でございます。

ただ、これも前の下山議員の答弁につながっていくかと思うのですが、これは片手間ではなかなか難しいです。特に、今、行政の中の仕事をしながら協力するというのも難しい、あるいは今公社の職員というのは直接施設でふだんの仕事をしていただくのが、もう大方の仕事になっておりますので、こういう戦略的な仕事をするということになると、先ほど申し上げましたそういう知識、あるいは経験を持った専任の職員も必要なのかなという思いはずっとしているところでございますし、内部的にもそういう体制を持たざるを得ないのではないだろうかという議論を積み重ねているところでございます。

しかしながら、それもやはり人件費という部分、経営を圧迫するということになってくるでしょうし、逆に言うと、それで行政のほうからその人件費というものを考えるのかというと、そこにまた過去からの議論のすれ違い的なものが出てきますので、そういうことも含めながら議会のほうと御意見をいただく、あるいは知恵をかしていただきながら、今後対応していかなければならないし、そうすべきだというふうに現在議員の御指摘受けまして、そのように理解しております。専任の職員も含めて十分検討してみたいと思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第6号は報告済みといたします。

ここで、10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

諮 問 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御提案申し上げます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠188番地37。

氏名、澤田季孝。

生年月日、昭和24年2月13日。

提案理由は、人権擁護委員澤田季孝氏が平成29年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き委員として推薦しようするものでございます。任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

澤田季孝氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、諮問第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はこれに同意することに決定いたしました。

議案第24号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第24号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字文珠158番地45。

氏名、小川正芳。

生年月日、昭和24年10月19日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員小川正芳氏が平成29年6月24日をもって任期満了となるため、再任しようとするものでございます。

任期は3年間でございます。

次のページをお開き願います。

小川正芳氏の略歴でございますが、再任でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第24号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第24号はこれに同意することに決しました。

議 案 第 2 5 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第25号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第25号歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第18号）の公布に伴い、子ども・子育て支援新制度における支給認定証の交付が任意とされたことから、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

歌志内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

第8条は、受給資格等の確認の規定でございます。

これまで特定教育・保育施設は、支給認定証によって資格等を確認するよう規定しておりましたが、子ども・子育て支援新制度における支給認定証の任意交付化に伴い、必要に応じて支給認定証により資格等を確認するほか、支給認定証の交付を受けていない場合には、通知によって資格等を確認できるよう条文を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第25号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第26号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第26号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第95号）の公布に伴い、本年4月から国において低所得世帯・多子世帯等の経済的負担軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充する等の措置が講じられたことから、国と同等の軽減措置を図るため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

歌志内市立幼稚園設置条例（昭和48年常条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

今回の改正は、多子世帯にかかる保育料の軽減措置を拡充するための規定を整備するものでございます。

現行多子世帯のうち、市民税所得割課税額が7万7,101円未満（年収約360万円未満相当）の世帯に係る保育料は、2人目は半額、3人目以降はゼロ円となっておりますが、さらに、別表区分2の市町村民税が非課税の世帯においては、第2子目以降は保育料を無料とするものでございます。

本文の附則に戻ります。

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議 案 第 2 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第27号平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第27号の一般会計補正予算につきまして、御提案申し上げます。

議案第27号平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,021万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,821万6,000円とする。

2項は、省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費13節委託料21万6,000円の増額補正は、福祉・介護職員の処遇改善のため臨時に障害者福祉サービス等の報酬改定を行うことに伴うシステム改修委託料で、歳入の国庫支出金において同額を計上しております。

次に、7款1項とも商工費2目企業誘致対策費17節公有財産購入費1,100万円の増額補正は、旧歌志内自動車学校の建物取得費であります。

本建物につきましては、一般財団法人歌志内交通安全指導センターが運営していた自動車学校の施設であります。同自動車学校は少子化の影響などにより経営が悪化し、昨年8月に廃業、現在同法人は資産の売却などにより解散手続を進めております。

このため本施設を本市における地域活性化の拠点施設として再活用するため取得するものであります。

なお、建物の位置及び平面図につきましては、定例会資料の3ページから4ページに掲載しておりますので、御参照願います。

次に、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費12節役務費2万8,000円の増額補正は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空き家等に指定を行ったものに対して、所有者の覚知ができなかったことから、その作為義務について事前の公告を行うための官報掲載料であります。

22節補償、補填及び賠償金262万5,000円の増額補正は、歌神2区地区改良住宅の移転前倒しによる移転補償金の増で、15件分を計上しております。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費18節備品購入費138万6,000円の増額補正は、小学校パソコン教室のサーバー器故障に伴う関連機器の整備費であります。

次に、11款災害復旧費2項その他公共・公用施設災害復旧費1目一般災害復旧費15節工

事請負費 34万3,000円の増額補正は、4月18日の強風により破損した下り線の美山町バス待合所の屋根復旧にかかる工事費であります。

15款1項1目とも予備費461万8,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入を御説明いたしますので3ページをお開き願います。

13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金4節障害者総合支援事業費補助金21万6,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました障害者自立支援対策推進事業に係る補助金であります。

18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金2,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第27号の一般会計補正予算の事項別明細書を含みましての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私のほうから何点かお伺いいたします。

まず、議案第27号の歌志内市の一般会計補正予算の7款商工費2目の企業誘致対策費ということで、自動車学校の跡の建物を取得するというところで説明がございました。

建物を今後どうするのかということだと思うのですが、最初企業誘致のほうの費用だったので、何か来るのかなというふうな思いで考えていたのですが、そうではなくて地域の活性化の拠点、それにするというような内容の説明がございました。そんな関係で、まずこの建物を取得してその使用目的、具体的に何かお考えがあるのか、これにつきましてお伺いをいたします。

二つ目であります。

その土地は以前は歌志内市のものというふうに聞いたことがあります。それが間違いないことなのかどうなのか、その点につきましてもお伺いいたします。

次に、同じページの土木費であります。

1目住宅管理費、まず今回前倒しということで移転という形で、もう既に説明が二度ほどあったということを聞いています。その転出したいという方々もそれについては手を挙げているということも聞くのですが、その後転出したいという方々が今15件という流れで説明がありましたが、その後、この地域はどのような状況になるのかということにつきましてお伺いいたします。

また、その15件の移転先ですが、各世帯の方々の希望に応じたそういった内容の移転先を確保されているのか、これにつきましてもお伺いいたします。

次に、五つ目でございます。

同じページの災害復旧費1目の一般災害復旧費の中で34万3,000円という金額が計上されておりますが、バス停の屋根の復旧にその費用ということなのですが、その復旧にかかるものだけなのかということについて答弁をいただければと思います。

以上、5点であります。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄悦君） 私のほうから商工費の関係についてお答え申し上げます。

まず、1点目の建物の具体的な使用目的でございますけれども、提案説明でも申し上げまし

たけれども、本施設は本市における地域活性化の拠点施設として再活用するという考えのもとに、地域住民の交流施設、居場所づくりとしていくために現在社会福祉協議会などの事務所移転候補地として、団体に協議をさせていただいております。

2点目です。土地は歌志内市のものということでございますが、校舎等の敷地は歌志内市にあります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私のほうから、3番目と4番目について御答弁申し上げます。

今回の移転以外の世帯は、今後どのような状況なのかということでございますが、今回15件補正をさせていただいたところでございます。

この15件は5月11日に当該地域の説明会を行った際、アンケート調査を含めヒアリングを行い、希望する住宅について御案内したところでございますが、来年以降の方についても、移転希望時期と移転先については逐次要望をお聞かせ願って御案内してまいりたいというふうに考えております。

2件目、④番目の移転先は各世帯の希望に沿っているのかということでございますが、御答弁申し上げます。

移転先につきましては、第一希望がかなえるように親切に御案内しているところでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 一般災害復旧費の34万3,000円は全て屋根の復旧にかかるものなのかということでございますけれども、御質問のとおり全て美山町下り線のバス待合所の屋根の復旧の費用でございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） まず、①番目に質問した目的ということで、地域の方々と言いながらも歌志内全体のというふうなことで考えるのかなというふうに思うのですが、何か交流の場ですとか社会福祉協議会、そういった形でそれを利用する、使う、そういったものに考えている、これでよろしいわけなのか、まずそれを聞きたいということ。

あと土地の使用という、土地は歌志内市のものなのかということで、ちょっと資料のほうで3ページに図面が載っているのですが、配置図ということで200分の1ということで、この建物と建物の建っている土地、そしてその全体の敷地ということで、隣の見取り図になりますと、歌志内市の自動車学校とコースも含めた図面が載っているのですが、この物が建っている全体の要するに、ここで言うと50メートル、そして大体の計算ですけれども30メートルぐらい、その敷地が全てがそうなのか、そしてコースについては歌志内市のものなのか、その点につきまして答弁をいただきたいと思えます。

次に、土木の前倒しによる移転ということで、15軒は既に第一希望に沿ったような状況で行われたというふうに答弁があったかと記憶します。

その残った方々につきましては、これからも随時行いまして、その第一希望に沿えるようなそんな状況でやっていきますということだと思っておりますが、ここの以前からこれまでの間に移転をお願いしますということが、計画のもとになされていたというふうな場所だったというふうに私記憶しているのですが、桜沢のほうをやって、その次には2区のほうに行きますよというふうな、そんな流れで説明があったというふうに聞いているのですが、それを前倒しという

ことで、要するに住民の方々は今回の災害の関係で、それが早くなったのだなということを理解していただけたということを知り、第一希望に沿えるよう状況でやっているのか、それにつきまして答弁をお願いしたいと思います。

あと34万3,000円というのは、きょうの朝も見てきたんですけれども、しっかりとした枠がついていて、それにちょっと厚目の加工した鉄板を差し込むような状態で屋根をつくるという形のものなのですが、正直言って、私、素人でわからないのですが、34万円までの金額なのかなということを知り、疑問に思って質問したのですが、それで本当に間違いのないのかということの答弁をお願いできればと思います。

○議長（川野敏夫君） 岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄悦君） 私から、商工費の関係について御答弁申し上げます。

まず、社会福祉協議会等に特定しているのかという御質問ですけれども、それだけではなくて地域の新泉町とか、今、町内会の施設も老朽化してますので、そういう活用も一つあるだろうと。

まず、社会福祉協議会にお話しをさせていただいたのは、今、本町生活館の建物については、自動車学校よりずっと古い建物ですし、駐車場は狭いですし、冬期間は特にそうですけれども屋根からの雪が直接自動車のほうに向かってくるとか、大変危険な状態。それとお年寄りが多くなってきています評議員さんにも、それで2階に上がることが不便ですので、今はコミュニティセンターのほうで会議をやることが多いということで、一体感がないという状況がありまして、社会福祉協議会への事務局への出入りについては、なかなか交流が進んでおりませんので、なるべく一般のそういう担当の人、地域の人と、社会福祉協議会との距離が近くなるような場所の設定をお考えしていただいたときに、一つの候補地として協議会に検討を願っているということです。

ですから、特定したこれからの具体的になります協議会との話し合いになりますけれども、なるべくあの施設で多くの方が集い合うというような居場所づくりとか、地域間の交流の場所としてお使い願えればと。また、駐車場も広いですし、この後お答えしますけれども、コースの関係についても、いろいろと活用の仕方を今想像はしています。

それらを含めて、あそこら辺については遊園地に子供たちが、今、大勢来てますけれども、もう少し広い場所で伸び伸びと遊べる場所もないかというイメージは持っていますけれども、あそこでただ空き家になっているわけではなくて、何か再活用の方法についていろいろな方のお話を聞きながら、活性ができていけばいいなというふうにして考えていますので、それらについては主が決まりましてお互いにお話しし合いながら、市のほうと協議を進めているいろいろな活用方法については考えていきたいと思っています。

それと2番目ですけれども、議案の資料の中の網かけ部分については歌志内市です。それとそのコースがありますけれども、これについては交通安全指導センターの土地になります。というのは、その土地については昔、歌志内市の土地でありまして、歌志内市から自動車学校に寄贈したということになっています。

それで、今、指導センターでは、これを寄附でお返しするという、これについては売買できませんので、そういうふうな形でちょっと協議を進めさせていただいております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 先ほどの御質問に対して御答弁申し上げたいと思います。

集約化につきましては平成19年度に歌神第2団地24戸ございました。また、桜ヶ岡は本

格的には平成24年から52戸はございました。桜沢地区につきましては平成27年からということで集約化を進めてきたところでございます。平成29年度、本年度は歌神2区の説明会を行って、平成30年から移転を考えておりましたが、春の暴風雨によりまして1棟8戸の屋根のトタンがはがれました。これを修復するという考え方もございますが、本年度説明会を開いて来年度移転協力をいただくという前提の中で、説明会を開かせていただきまして協力を仰いだところでございます。

先ほど、15軒が既に移転先を決めているということでございますが、56戸の中に22軒が該当しておりまして、残り7軒の方がいますが、移転先がないから動かないということではなくて、一応3年間の中で移転先を考えてくださいということでございますので、それぞれ7名の方につきましては、今もなお検討中でありまして、中には、来年度とか3年以内に移転を考えているということで、そのような状況の中で進めております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） バス停の復旧が34万円程度かかるのかということでございます。ここのバス停の土地の形状が、後ろのほうのり面になっておりまして、段差になっておりまして、ちょっと下がっております。このため工事でこの危険を回避するための安全対策として足場を設ける予定でございます。

これらの足場にかかる経費、これらの運搬、それから諸経費、消費税、こういうものが含まれておりまして、今の34万円の約3分の1が占められるということでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 二つほどちょっとお聞きしたいと思います。

歳出の土木費、先ほどの下山議員のことにもちょっと類似するかもしれないですけども、15軒移転のためということで、お金を今回前倒しするということなのですけども、今年度中に移転を考えている方はどれぐらいいるのかと、あとその移転先が市内どこの場所で、本町なら本町何件とか、そういった形の具体的な数字が把握できているのかをお聞きしたいと思います。

あと移転事業ということで、今までもいろいろその移転事業の際に市外に出してしまうという考えている方も、中にはいたと思うのですけれども、その辺はどういうふうに把握しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） それでは前倒しをするということですけども、今年度中に移転する件数と行き先についてでございますが、今年度中に移転を予定している世帯は15世帯ということで補正予算と同数ということで考えております。

移転先につきましては、10軒が既に決まっておりますが、5軒の方は行き先を検討中ということで、行き先は大体眼中に入っているという状況で進めさせていただいております。

行き先が決まっている10軒の方につきましては、本町高齢者の専用住宅が5軒と、本町方面の住宅1軒、歌神地区で1軒、神楽岡地区で1軒と、中村日の出が1軒、文珠地区が1軒ということになっております。

15軒のうち先ほど下山議員への答弁の中で、全体で22軒ということで、7軒につきましては後年度ということになっておりますが、なるべく市内にということで、ヒアリングの中で皆さん考えているというふうに押さえているところでございます。

また、この機会に市外へという考え方はいるのかということでございますが、市内も市外も含めて1名ほどいましたけれども、条件を整えば歌志内にいたいということでございますので、その辺は当課もなるべく市外に出ないようにいろいろな条件を提案を受ければ、その条件に合うようにいろいろ提案しながら今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 冒頭に、議長にちょっとお願いがあります。脱字を挿入するための許可をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

○議長（川野敏夫君） ただいまの一般会計補正予算という正の字が抜けているということですか。それは既に事務局のほうで訂正してあります。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 私のほうはそのまま出していたものですから、それでは進めたいと思います。

議案第27号一般会計補正予算、5ページの歳出の款8土木費項5住宅費目1住宅管理費の節の区分12の役務費の2万8,000円の補正額について質疑をさせていただきます。

空き家などの対策経費の役務費で、広告料並びに官報掲載料として2万8,000円の補正額が示されておりますが、この件に関連して、次の4件の質疑について伺います。

最初の1件目でございますが、当市の字本町90番地に所在する建物について、所有者不明の関係で所有者は明らかにするために広告並びに官報の掲載料としての費用を補正したものと考えてよろしいですね。

2件目、官報に掲載されますと当然掲載期日がございます。所有者不明の確定に関しての期日の決定は、いつころになるのか示していただきたいと思います。

3件目、所有者が不明と確定しますと、既に所有者不明の特定空き家として指定を行っておりますので、略式代執行による解体除去を行うものと考えますが、現時点ではいつごろの予定になるのか、お示しをお願いしたいと思います。

また、解体費用については、それ相当の金額になるものと考えますけれども、先般5月31日に開催の行政常任委員会での報告資料を見ますと、昨年7月3日には長さ13メートル、直径16センチメートルの鉄製の煙突が倒壊し、車両の破損が発生しており、さらには建物が著しく保安上危険な状態と、衛生環境についても大きな問題とすべき建物と考えますが、理事者の見解を伺っておきたいと思います。

4件目でございます。今後冬期間に向かいますけれども、歩道は一部封鎖され、通学路でもありますので、官報の掲載期日終了後は倒壊等による危険度を考慮して、重大な事故の発生が起きる前に臨時会、または9月の定例会で補正予算による解体除去処理を速やかにすべきではないかと考えますけれども、所見を伺っておきたいと思います。

以上、4件についてよろしく申し上げます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 御答弁させていただきます。

まず、1件目の所有者を明らかにするための掲載料ということで、その確認でございますが、まさにそのとおりでございます。

これまでに空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定により、空き家等の指定を行って各種調査を実施してきたところでございますが、空き家及び土地の登記上、所有している解散した法人の商業登記記録の閉鎖をもって追跡調査が困難と判断したところでございます。

このことから、特定空き家でもあるこの空き家に対して所有者が覚知できなかったことから、他人がかかわってすることができる代替的作為行為、これの義務をもって事前に公告を行うものでございまして、その広告料として補正させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

2番目でございますが、官報掲載これにかかわる記述の確定はいつぐらいになるのかということでございますが、行政手続法などから公告期間につきましては2週間を経過したときとありますが、2週間から1カ月と考えているところでございます。

3点目の昨年煙突が倒壊いたしました事故をもって、今、御意見いただいたさらに保安上危険な状態、これについては一刻も早くということで、大きな問題ではないかということで、その考えについてということの質問でございますが、御答弁申し上げます。

官報公告後解体除却費用に関する補正予算を上程してからの解体工事発注となりますので、先ほどの官報告示期間によっても変わります。一月の公告期間となれば、7月中が公告期間となりますので、工事に際してのしる手続などの調整を考慮しますと、9月の定例議会での上程となるのかなと考えます。

したがって、10月下旬ぐらいまでの工期が設定されるのかなというふうに考えております。会社が精算人により整理すべき債権者への対応は既に終わっていて、会社登記も閉鎖している状態ということで、実態的には所有者が不明ということでございます。略式代執行を行うことになると見込んでおります。一般的には費用の回収は困難であることと思われませんが、歩行者や周辺住民の生活や財産を第一に守るためにも、危険空き家を除却する必要があるものと考えております。

最後でございますが、速やかに解体といえますか、この事業をやるべきではないかということでございますが、御答弁申し上げます。

昨年煙突倒壊による事故、現在も道道側が歩行できない危険な状態となっております。歩行者や周辺住民の生命や財産を第一に守るためにも、早急に危険空き家を除却する必要があるものと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ありがとうございます。

いつごろになるのかという質疑の中で、7月中ぐらいという予定の答弁でありました。

そうしますと、8、9と定例までに、その事業にかかるとしたら3カ月猶予あります。そんなことを考えますと、この間にやはり私も4件目に質問してあるとおり、万が一大きな事故が発生した場合これ猶予できないと思うのですね。だから、決定したらやはり臨時会においても早くやったほうがその後のリスクの問題を考えると、万が一9月の定例まで延ばしてその間に事故があった場合、いやっという思い、それとやはり重大な事故につながり兼ねないと思うのですよ、この壁がもし、ばさっと来た場合、そういうことはないと思って所管のほうは十分見ているのだろうと思いますけれども、やはり私は早く期日が官報の許可が出たら終わったら、速やかに臨時会を開いてでも対応すべきでないかというふうに考えますが、いかがでございますか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） それぞれの立場の皆さんからお話を伺っております。通行人だけでなく、横の建物にも非常に御迷惑をかけているというお話も伺っております。

御指摘のとおり官報告示終了後、議会に報告をしながら可及的速やかに対応してまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第27号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午後 0時02分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 酒 井 雅 勝

署名議員 谷 秀 紀